

論 文

超高齢社会の再分配と包摂的成長*

白波瀬 佐和子**

＜要旨＞

本研究の目的は、公的移転と私的移転の観点から日本の再分配機能に着目して検討し、包摂、ひいては包摂的成長について考察することにある。日本の再分配機能は医療、年金に傾倒する社会保障制度を背景に、高齢層に大きく偏ることはすでに指摘されているところである。また、日本的福祉社会と評される社会保障制度にあって、家族による第一義的生活保障機能の大きさが指摘される。そこで、本稿では、年齢差のみならず、世帯構造やコーホート差に着目して、再分配機能の実態を検討する。本分析で用いたデータは厚生労働省が実施する国民生活基礎調査である。ジニ係数や相対的貧困率の算出にあたっては、総所得から社会的移転を除く当初所得と、当初所得に社会的移転を加えて社会的拠出金を差し引いた可処分所得について、世帯人員を平方根で除した等価値を用いる。

本研究の主なポイントは3つある。第1に、日本の再分配効果はライフステージの違い（具体的には年齢層の違い）によって大きく規定され、個々人が所属する世帯構造や氷河期世代と呼ばれる特定コーホートの労働市場における不利さは再分配機能の観点から十分に考慮されているわけではない。第2に、急激な人口高齢化は高齢世帯主の女性化を生み、女性世帯主比率の高さは高い貧困率と密接に関係している。女性が世帯主となるということが社会保障制度として十分想定されておらず、その想定外の状況が高い貧困率と結びつき経済的制裁を受けている。事実、母子家庭や高齢女性の一人暮らしの高い貧困率への対応が再分配の観点から十分対応されているとは言い難い。最後に、私的移転については、親や子が経済的に困窮している状況は世代を超えて私的に支援するという構図は確認されなかった。むしろ、親から子への教育を通じた人的資本投資が確認され、親から子への相対的なリスク回避機能が提供されている状況が仕送りを通して垣間見られた。

以上、当初所得と再分配所得に着目した再分配の状況から見る限り、年齢のみならず、世帯構造やコーホート格差、さらにはジェンダー格差を考慮したより包摂的な対応の検討が求められる。1 時点的な富める者から貧しい者への再分配という構図を超えて、教育や就労といった機会の平等という観点から再分配機能をより発展的に包摂の概念を捉えることが重要である。

JEL Classification Codes : D22, D25, D81

Keywords : 高齢化、世帯変動、再分配効果、ジェンダー格差

* 本論文執筆にあたっては、松井彰彦教授、星加良司教授、西田 玲子先生ほか「超高齢社会における制度と市場の関係性の在り方に関する研究」WG メンバーから大変貴重なコメントをいただいた。深く感謝申し上げる。なお、本論文は、基盤研究(A) (18H03647) の一環として実施された成果の一部であり、本研究で分析した国民生活基礎調査は目的外利用が許可された（厚生労働省発政統 1114 第1号）。

** 白波瀬 佐和子：東京大学大学院人文社会系研究科教授。

Redistribution and Inclusive Growth in a Super-aged Society

By Sawako SHIRAHASE

Abstract

This study examined the redistribution system in Japan, focusing on social and private transfers, to determine how it might leverage inclusiveness and further inclusive growth to improve redistribution through social security systems for the next generation. Japan's current social system primarily benefits older people, since about 80% of the benefits are provided as either medical care or pensions. The current welfare policies in Japan depend on families playing a relatively large role in providing basic livelihood. This study examined the redistribution effects, taking into account differences in age, cohort, and gender, using data from the Comprehensive Survey of People's Living Conditions conducted by the Japan Ministry of Health, Labour and Welfare. Gini coefficients and relative poverty rates were calculated based on the equivalent disposable and initial incomes.

This study had three major findings. First, the redistribution effects were largely explained by age differences, not by household type or cohort. Although people born in the 1970s (now in their 40s–50s) are disadvantaged in the labor market, the extent of redistribution targeted toward them is not particularly different from other generations. Similarly, the redistribution effect by household type was not significantly different. Second, as the population ages, the gender ratio differs increasingly, and this gap in gender ratio is closely related to an increase in the poverty rate. In particular, single-mother families in young and middle-aged groups and female elderly living alone showed very high poverty rates. The implicit assumption behind Japan's social security system is that women will raise children with their spouses, with whom they will live into their old age. Third, more aggressive redistribution to young and middle-aged households experiencing economic hardship, is needed. Private transfers do not substantially alleviate poverty. Based on our findings, we propose a more comprehensive redistribution system in which the concept of inclusiveness is embedded to relieve economic hardships across generations.

JEL Classification Codes: D22, D25, D81

Keywords: aging population, household transformation, redistribution, gender inequality

1. はじめに：本研究の背景

日本は最も高齢化した社会である。総務省統計局によると(2019年9月15日現在推計)、我が国の総人口は1億2,616万人と、前年に比べ26万人減少した。その一方で、65歳以上の高齢者人口は3,588万人、総人口に占める割合は28.4%と、過去最高となり¹、特に75歳以上の上昇が大きくなってきている。一方、15歳から64歳の生産年齢人口比は1995年国勢調査から減少しており、2018年時点で59.7%となった²。このような人口高齢化は、合計特殊出生率の低下と密接に関連している。事実、1950年代の急激な産業構造の変化や都市化を受けて、合計特殊出生率は1950年3.65であったものが1960年には2.0と10年間で1.65ポイントも大きく低下した。その後も合計特殊出生率は継続して低下し続け、1970年代半ばには1.91と人口置換水準に満たない現象(少子化)が確認された。当時、日本は第一次オイルショックを受けて低成長時代に突入した。その後合計特殊出生率は低下し続け、2005年には1.26と最低値を記録したのち上昇するものの、2019年の値は1.32。出生児数は減少し続けている。少子化は長寿化とも相まって、全体人口構成を高年齢層へと大きくシフトさせ、人口高齢化は1980年代半ば以降加速度的に進行した。

日本の人口構造は極めて速いスピードで変化していったことが特徴的であり、その直接的な影響をうけた一つの局面が社会保障制度である。現代日本の社会保障制度を検討する際に重要な2つの時期、1961年と1973年を忘れてはならない。前者は所得倍增計画が発表されたと同時に、皆保険・皆年金がスタートした時期である。1973年は福祉元年と銘打って老人医療費無料化と同時に5万円年金の実現と物価スライド制の導入など、給付水準拡大路線が打ち立てられた時期である。しかしながら、第一次オイルショックの勃発を受けて日本は低成長期に突入し、福祉元年は1年で幕を閉じることになる。しかし、そこで構築された社会保障制度のもと、65歳以上人口の急激な上昇が社会保障費の拡大に直接跳ね返る。バブル崩壊後、経済的不況は長期化し、低成長を平常時のことと前提としなければならなくなった。その一方で、少子高齢化に歯止めがかかる兆しは見えない。特にここでの変化の速さが社会保障制度の抜本的な見直しを困難にしていた2018年、社会保障給付費(ILO基準)は総額121兆5,408億円。国民一人あたりの社会保障給付費は96万1,200円となる。本費用は人口高齢化を受けて年々増加傾向である一方で、2018年は年金積立金の運用実績が悪化したことで前年よりも減少した³。国民負担率のうちの社会保障負担率をみると2020年には18.1%と、福祉元年の1973年の5.9%に比べ3倍以上になっている⁴。

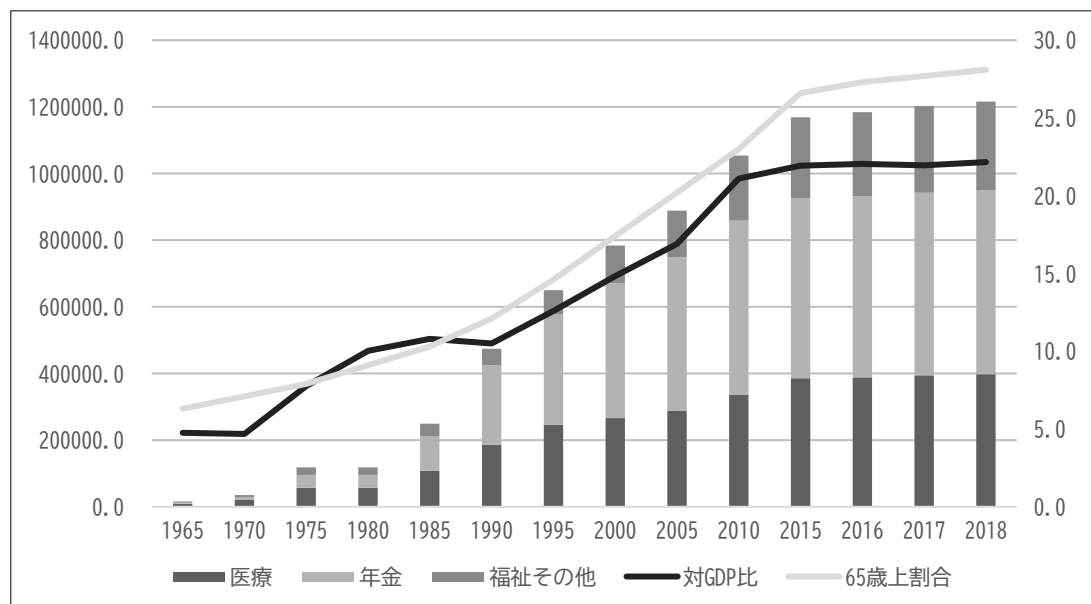
¹ <https://www.stat.go.jp/data/topics/topi1211.html> より。

² 『人口統計資料集 2020年版』(国立社会保障・人口問題研究所) 表2-6より

³ 『平成30年度 社会保障費用統計』(国立社会保障・人口問題研究所) <http://www.ipss.go.jp/ss-cost/j/fsss-h30/H30.pdf>

⁴ <https://www.mof.go.jp/budget/topics/futanritsu/20200226.html> (財務省)

図表 1 部門別社会保障給付費（億円）と対 GDP 比、および 65 歳以上人口の推移



(備考) 1. 『平成 30 年度社会保障費用統計 (国立社会保障・人口問題研究所)』

http://www.ipss.go.jp/site-ad/index_Japanese/security.asp

2. 『人口統計資料集 2020 年版』(国立社会保障・人口問題研究所)

<http://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/Popular/Popular2020.asp?chap=0>

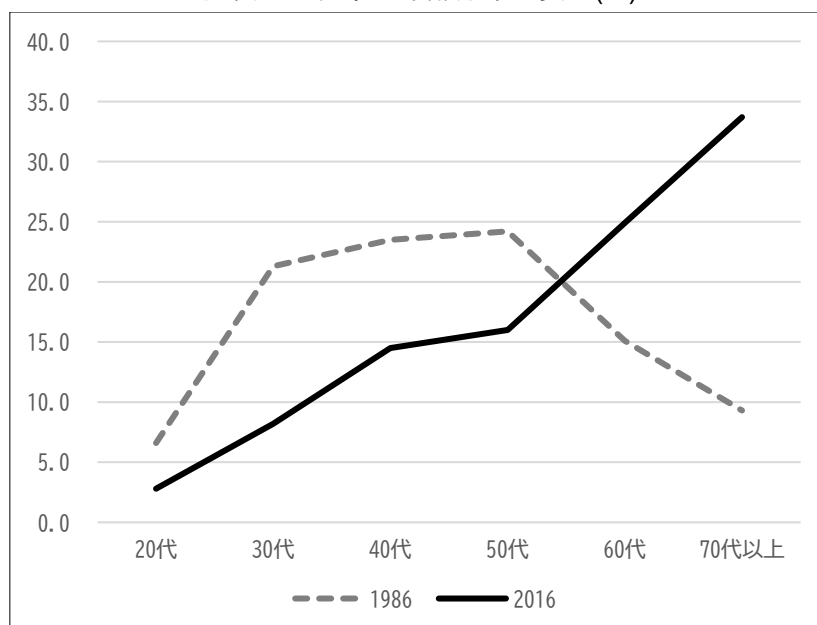
本稿では、人口高齢化と密接に関連する社会保障制度の中心的な再分配機能に着目する。日本にあって、1990 年以降、経済格差拡大に関する議論が活発になり、そこでは特に人口高齢化と経済格差が密接に議論された(橘木 1998; 大竹 2005)。1980 年代半ば以降の所得格差の拡大は、経済格差の大きい高齢者層割合が増えたことで、全体の経済格差が拡大した(大竹 1994)。ここで 2 点注意しなくてはならない。1 点目は、ここでの人口高齢化とは、正確には世帯主年齢の高齢化を指していること。2 点目は、世帯主年齢の高齢化は高齢者の生活する場である世帯構造の変化を伴い、具体的には一人暮らしや夫婦のみ世帯など高齢者だけで構成される世帯が増えたことにある⁵。

人口高齢化と所得格差拡大の理論にあっては、高齢層における所得格差の大きさが基層にあり、それ以外の年齢層での格差拡大はそれほど起こっていない、ということになる。また、年金制度の見直し議論にあっては、高齢者と現役層とのアンバランスをさす世代間格差の拡大が進み、現役層の相対的な不利さが強調される。マクロな人口構想と連動した年金制度にあって、高齢期の所得補償は現在の高齢者が得をするという問題の指摘である。しかし、高齢層内の所得格差は他の年齢層と比較して決して小さくない。

⁵ 2000 年代半ば以降の所得格差の拡大は、60 歳未満世帯内の経済格差拡大(山口 2014)や、40 歳代までの親と同居する未婚者のグループ内経済格差の拡大(四方 2013)など、高齢化以外の要因も全体社会の経済格差拡大の背景にあると指摘される。

1978年に刊行された『厚生白書』では、高齢者の多数派が3世代世帯で生活する状況を、生活保障の観点から解釈し、家族を福祉における「含み資産」と表現し⁶、多世代世帯の生活保障機能が強調され日本型福祉を支える家族への高い期待が諸制度の前提ともなっていた。しかし、高齢者が生活する世帯類型はその後大きく変化した。2018年、65歳以上高齢者のうち27.4%が一人暮らし、夫婦だけで生活する者は32.3%⁷。65歳以上高齢者だけで構成される世帯は過半数となった。かつての三世代家族にあって、高齢者が比較的若くて健康なうちは孫の世話をして貢献し、具合が悪くなると同居する子夫婦に面倒をみてもらう、といったケアの世代間交換が暗黙のうちに想定されていた。このような三世代世帯数の低下は、家族の中での助け合いの構図が崩れることになる。世帯構造の変化は世帯主年齢分布からも確認できる。

図表2 世帯主年齢分布の変化(%)



(備考) 国民生活基礎調査より作成

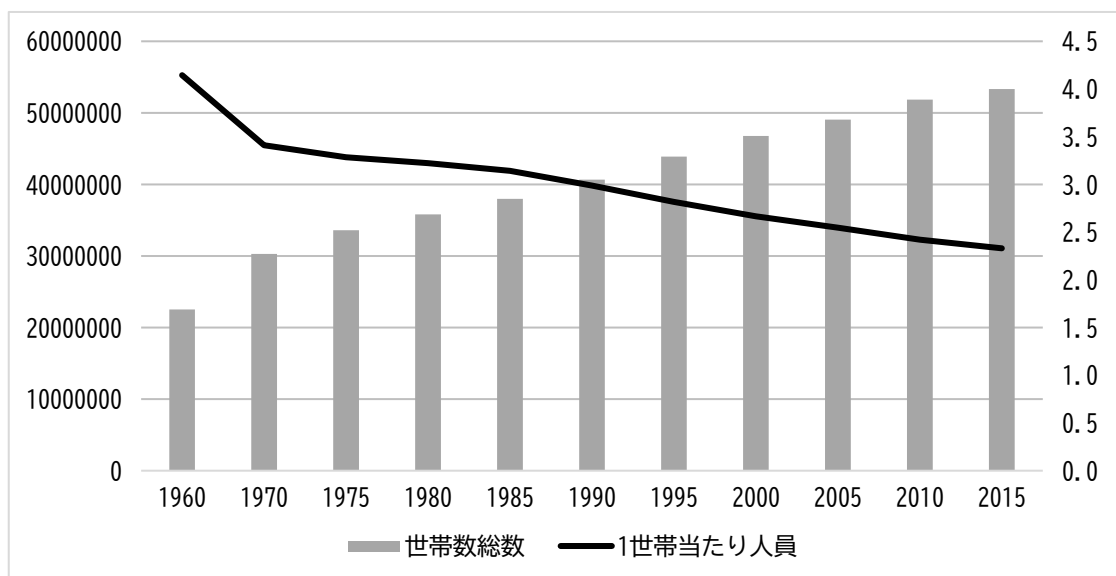
図表2は世帯主年齢分布を1986年と2016年で比較したものである。30年間の大きな変化は、高齢層に見ることができる。より多くの高齢者が世帯主となったことである。世帯主年齢分布はかつて40代、50代をピークとした山形を呈していた分布から、65歳以上の高齢層に偏った形へと変化した。その背景には、20代、30代といった若年層の晩婚化、未婚化が進行し、自らの新たな家族を形成しないゆえに若年世帯主年齢が大きく減少したこともある。一方、高齢層にあっては、これまで40代、50代の子世代と同居して生活するパターンがほとんどであった頃から、高齢者の一人暮らしや高齢夫婦のみ世帯が増加した

⁶ 『厚生白書 昭和53年版』 https://www.mhlw.go.jp/toukei_hakusho/hakusho/kousei/1978/dl/06.pdf

⁷ 『人口統計資料集2020年版』（国立社会保障・人口問題研究所）表7-15より

ことで、高齢層を中心にいわゆる世帯解体が起こり、世帯主年齢が大きく高齢層にシフトすることとなった。例えば、図表3にみるように、全体世帯数と一世帯あたりの人数をみると、世帯数が増加している一方で一世帯あたりの世帯人数が低下している様子が明らかである。急激な人口高齢化は高齢世帯主世帯に大きくシフトして世帯の小規模化と連動していた（白波瀬 2017）。

図表3 一般世帯数と1世帯あたり人員数の変化



（備考）「国勢調査」（総務省統計局）時系列データ表2より

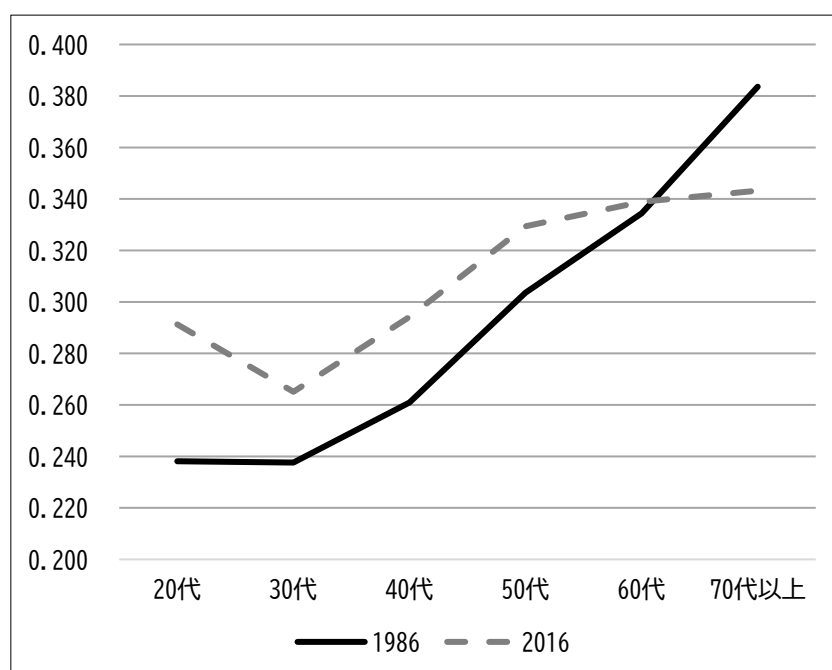
一般世帯とは、次の3つのカテゴリーから成る。

- (1) 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含む。
- (2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者。
- (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者。」

このような世帯構造の変化は、経済格差拡大へと影響を及ぼした。大竹文雄(1994;2005)らの経済学者によって指摘された高齢期の比較的大きな経済格差は、高齢期にあつて世帯主となる者が増えたことに伴う格差拡大を反映している。高齢期にあつても世帯主にとどまり居を構えることの社会経済的意味が、所得格差の観点から垣間見えてくる。つまり、かつては現役の長男家族と同居することで世帯/家族が高齢に伴う社会的なリスク（引退に伴う所得喪失や健康状況が悪くなり助けが必要となるリスク）に対応してきた。しかし、高齢者の一人暮らしや夫婦のみ世帯が増えることで、加齢に伴う社会的リスク対応を世帯（同居していることを強調するために、家族ではなく世帯を用いる）が第一義的に実行することへの限界が見えてきた。つまり、1980年代以降指摘されてきた日本型福祉社会とは、

世帯が加齢等に伴う社会的リスクの第一バッファとなり、その上に社会からの生活保障機能の提供がされていた。しかし、この二段階的生活保障システムは、家族全般を対象とするよりも、特定の標準的家族の存在が前提となっていた。夫婦が家族ユニットの核となる家族形態である。また、そこでの夫婦関係にあつては、伝統的なジェンダー規範に伴う性別役割分業体制が存在し、労働市場をはじめとする社会の諸制度の前提条件ともなってきた。このような旧態依然とした制度的前提に立つ社会インフラがいまだ継続することが日本のジェンダー格差を温存することになり、高齢期にも深刻な影を落とすことになる。高齢世帯主世帯層内の大きな経済格差は、高齢期に至って世帯主に留まる確率はそれほど大きくなかった頃に確認され、多数派ではない高齢世帯主世帯の中で経済的に豊かな者と貧しい者が混在していた。特に高齢女性の一人暮らし世帯は極めて高い貧困率にあり、高齢になって女性が一人暮らしすること自体が多数派でなかった状況が経済格差として表れていたと解釈できる。その後、高齢世帯主世帯（一人暮らしや夫婦のみ世帯）が増えることで経済格差自体は縮小傾向となった。これが、高齢世帯主世帯数の増加と高齢者内経済格差の縮小の関係である。

図表4 世帯主年齢層別ジニ係数の変化



(備考) 国民生活基礎調査より作成

図表4は、世帯主年齢ごとのジニ係数を算出したものである。図表2によって示された世帯年齢分布の違いを考慮して図表4を解釈してみると、全体に占める割合が低下した比較的若い世帯主世帯層内の経済格差が上昇し、世帯主の高齢化が進行した高齢世帯主層の経済格差が低下している。それでも全体の傾向は高齢世帯主世帯ほど経済格差が大きい状

況は変化しておらず、いまだ、全体の所得格差の拡大は世帯主年齢が高い層の経済格差の程度が高いことによって説明される（白波瀬・武内 2009）。

本稿では、このような背景を受けて、大きく 2 点について議論をする。1 点目は公的移転の観点から再分配効果について検討する。2 点目は私的移転の観点から仕送りに着目して議論する。ここでのポイントは、世代間関係に注目されて議論されてきた再分配にあって、世帯構造を考慮することで、これまで大きく家族に依存してきた日本の社会保障制度の観点から再分配機能について検討すると、どのようなことが言えるのか、という点にある。日本の再分配効果は大きく高齢層に偏っていることが指摘されているが、その高齢層が実際に生活する世帯構造の変化を考慮することで、新たな知見を提供できるかを検討する。次に、私的移転を検討する意味は、私的な経済支援フローが、公的な支援フローとどういった点で違いがあり、その違いを社会全体の不平等構造の観点からどう位置づけられるのかを検討することにある。最後に、これら 2 つのアプローチからの分析結果をもとに、超高齢社会の未来を語るにあたり、包摂という概念から超高齢社会の未来の成長について考察を試みる。

2. 先行研究とそれを踏まえた問題設定

日本において社会保障とは、1947 年に施行された日本国憲法第 25 条にあって「生存権」が規定され、その生存権を行使するための基盤ともなる制度と位置付けることができる。戦後の社会保障概念は、社会保障制度審議会による 1950 年の「社会保障制度に関する勧告」によるところが大きい（堀 2004）。同審議会において、社会保障制度は次のように述べられている⁸。

「社会保障制度とは、疾病、負傷、分娩、廃疾、死亡、老齢、失業多子その他困窮の原因に対し、保険的方法又は直接公の負担において経済保障の途を講じ、生活困窮に陥った者に対しては、国家扶助によって最低限度の生活を保障するとともに、公衆衛生及び社会福祉の向上をはかり、もってすべての国民が文化的社会の成員たるに値する生活を営むことができるようにすることをいうのである。」

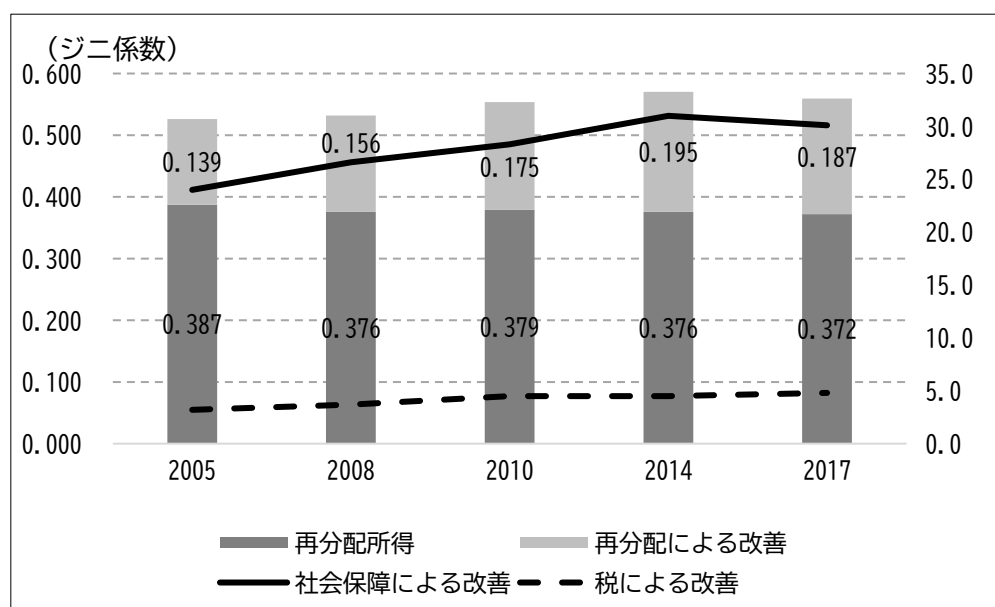
我が国の社会保障制度はヨーロッパよりも広い概念として位置づけられる（広井・山崎 2009）。そこで社会保障の機能は大きく 3 つあり、それらは、第 1 に生活の安定・向上機能、第 2 に所得再分配機能、第 3 に経済安定機能、である。本稿のテーマである再分配は生存権を保障するという点からも重要な柱の一つであり、社会保障制度の中核的な機能といえる。具体的には、所得を個人や世帯の間で移転させることで、貧しく生活が不安定な個人・世帯を国の責任において保障し、国全体として生活の安定を図っていく。同機能は、高所得層から低所得層に資金を調達して、低所得層にその資金を移転するのみならず、医

⁸ <https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/12/dl/1-03.pdf> より

療サービスや保育サービス等の現物給付によっても運用される。そこでは、個人の支払能力（所得高）に応じて負担する側面から再分配機能と、所得の大小にかかわらず、生活を支える基本的な社会サービスを国民にあまねく提供するという側面もある（厚生労働省2012）⁹。以上のように定義づけられる社会保障制度にあつて、第2の機能を、包括的な成長とつなげて再定義することを試みる。その背景には、近年急激に進行した少子高齢化がもたらした社会保障制度を利用する側のニーズ構造の変容があり、人々が実際に生活する世帯構造の変容がある。1980年代半ば以降急激に高齢化した人口構造と経済格差を関連させて検討すると、高齢世帯主世帯の相対的増加とそれに伴う所得構造の変化（社会的移転の位置づけの高まり）、そして、長寿化とも関連する女性世帯主比率の増加、である。このような人口学的な3つの要因が、所得格差構造と密接に関連しており、超長寿社会の未来を考える際に考慮しなければならない。

日本における所得再分配効果は、他国と比べても極めて限定的であることが指摘されてきた（太田2006；小塩2010；小塩・浦川2008；森口2017）。特に、税による効果は極めて限定的である（Miyazaki, Kitamura, and Ohno 2019; Kumakura and Kojima 2018; 太田2006; Didier 2000; 白波瀬2010）。1980年代からの再分配効果の趨勢をみると図表5の通りであり、所得格差の改善は社会保障によるところが多く、税による改善とは、2017年にあって4.8%にすぎない。

図表5 所得再分配によるジニ係数改善度(%)

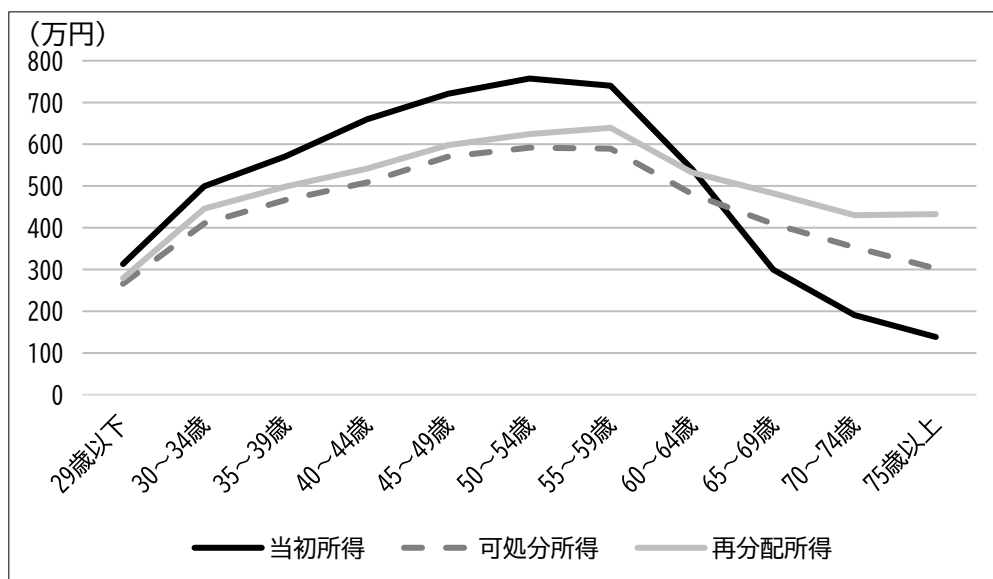


（備考）『平成29年所得再分配調査報告書』（厚生労働省）表2より

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/96-1/h29hou.pdf>

⁹ <https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/12/dl/1-03.pdf> より

図表6 世帯主の年齢階層別所得再分配状況



(備考)『平成29年所得再分配調査報告書』(厚生労働省)表6より

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/96-1/h29hou.pdf>

日本における社会保障制度は、医療、年金部門に大きく偏る構造をもち、人口高齢化が社会保障支出増大に直接的に跳ね返ってくる。事実、世帯主年齢別にみると(図表6)、所得再分配の恩恵を受けているのは高齢層であることが確認される。小塩(2009; 2012)は、若年、中年の低所得層に対する支援が高齢層に比べて手薄となっており、真に支援が必要な低所得層への救済にはなっていないとする。現役層から引退高齢層への一方向的な世代間移転をベースとする現在の再分配政策は、急激に高齢化した超長寿社会にあってその機能を十分果たしているとはいえない。また、再分配政策の規模としても、世界で最も高齢化した国であるという現状を考慮すると、日本の再分配効果の程度は大きくない(Causa, Browne and Vindics 2018)。

では、国際的にみて相対的に低い再分配効果の背景に何があるのか。一つは、福祉における含み資産と表現されるように、家族に大きく依存した制度設計が考えられる。国際的にみても、韓国と日本の再分配効果は極めて低い。社会保障制度は、日本型福祉社会という枠組みで家族の役割の大きさが指摘されてきた(原田 1988; 大沢 2007)。比較福祉国家論にあっては家族主義なる概念が1990年代に紹介され(Esping-Andersen 1999)、南欧諸国を中心に若年の親同居割合の高さとも連動させて議論が展開されてきた。アジア諸国との比較にあっても、家族はひとびとの生活保障を提供する主体として重要な位置づけにあることが指摘されており、マクロな再分配政策と十分連動した政策が展開されてきたというわけではない。

例えば、清家・山田(2004)は、日本における年金が女性の貧困回避に十分機能していないことを指摘した。また、Shirahase・Raymo(2014)は、日本における母子家庭の貧困率

が国際的にみて極めて高いと同時に、彼女らは親と同居することで貧困を回避する場合が一定数存在することを指摘した。日本の母子家庭における母親の就業率は、他国に比べて高いことが特徴的であり（阿部・大石 2004; 阿部 2008; 藤原 2018）、いわゆる典型的なワーキングプアともいえる。ただ、OECD 統計等で紹介される統計は、母親自身が世帯主となり居を構えているケースのみであり、親と同居する母子家庭は統計上登場しない。厚生労働省が実施する「平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査結果報告」¹⁰によると、母子家庭の 38.8%が同居者ありとしており、そのうちの 7 割以上が親と同居している。親と同居するか否かが、母子家庭の貧困率を大きく左右しており、母親自身の雇用収入や社会保障給付費によって貧困率を低下させる機能は極めて限定的である（Shirahase and Raymo 2014）。ちなみに、父子家庭にいたっては 6 割の多数派に同居者がおり、その 8 割以上が親との同居である。

言い換えれば、社会保障制度よりも、家族によって母子家庭が抱える厳しい経済的困難への対応が提供されている現状がある。しかしながら頼ることができる親がいる場合がよいが、そうでなく自らが家計を支えていかなければならない状況において、働けど働けども生活が楽にならない厳しい現実がある（Shirahase and Raymo 2014; 白波瀬 2010; 阿部 2008）。いまなお、貧困回避を含む生活保障機能を家族が担当しなければならない状況が依然存在する。

その一方で、高齢者は自らが世帯主となり、息子家族と同居するいわゆる三世代家族で生活する者が減少した。と同時に、高齢者の家計は公的年金を中心とする社会的移転によって運営される割合も増えていった。事実、家計の 8 割以上を公的年金・恩給が占める高齢者は全体の 3 分の 2 を占める¹¹（内閣府 2020）。高齢層における所得源構造の変容は、高齢層内の所得格差の程度に影響を及ぼす。事実、社会保障給付費が家計に占める割合が高いほど、高齢層における所得格差が縮小するという見方もある（Fuchs 1984; Hurd and Shoven 1985; Pampel 1981）。また、2000 年代半ば以降、経済格差の拡大はもはや人口高齢化と密接に関連しているというよりも、若年・壮年層との関連が強いことが指摘されている（四方 2013; 2018; 山口 2014）。ここでも、それぞれの年齢層においてだれが世帯主になるかが重要である。そこで、世帯主年齢階層ごとに経済格差の大きさについての 2 時点間比較すると興味深い結果が確認できる。世帯主年齢分布からして拡大が認められる高齢層において年齢層内格差が縮小している一方で、20 代、30 代といった世帯主年齢割合が低下している層の経済格差が上昇している。さらにいうと、1980 年代半ば、世帯主年齢が上がるほど大きい経済格差を提示していた状況から、若年層が拡大し高齢層が縮小して年齢層間の違いが全体として小さくなった。もっとも、全体のパターンとしては依然として高齢層の経済格差は大きい。

¹⁰ 平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査結果報告

（<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188147.html>）より

¹¹ 『高齢社会白書』（<https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/index-w.html>）図 1-2-1-4 より

高齢層の経済格差縮小については、その背景に所得構造に占める公的移転（社会保障給付費）の占める割合が高まったことと、特に高齢女性の一人暮らし層で1985年の女性の年金権獲得後、彼女たちの経済状況の底上げが全体としてなされたことが影響している（Shirahase 2014）。一方、若年層は晩婚化、未婚化が進行した結果、同年齢層で世帯主になることが少数派となり、若年の非正規雇用化とも関連して底辺層が拡大したことが同年格差拡大と関係している。このようにみていくと、規模的に少数派の間で経済格差が拡大しているが、その拡大はマクロな観点からすると該当グループの割合が小さくなっていることで全体格差への貢献が限定的であるという特徴が垣間見えてくる。少数派であることを、再分配の観点から検討ということは、所得の高い者から低い者へという流れからのみならず、現状の社会的リスクのみならず未来に向けたリスクを考慮した再分配が求められ、その背景にはまさしく包摂の概念が重要な役割を担う。

再分配と対になる概念として継承がある。社会学にあつては、出身階層のからの影響を不平等の再生産という観点から検討してきた。自らの嗜好や能力によって自由に移動できる社会。そんな社会を、開放の高い社会として機会の平等が確保されているとみなす（Glass 1954; Blau & Duncan 1967; 安田 1971; Goldthorpe 1987）。親の地位を子どもが継承する確率を一つの指標に、階層構造が固定的で機会の平等が遍く保障されている程度を検討してきた。そこでは、自らが社会階層を移動するという場面を想定するが、親から子に継承されるものは社会的地位のみならず資産がある。かつては長男が家産を継ぐとして、男系型直系家族体制が優勢であった。しかし、農業を中心とする第一次産業が衰退して、第二次、第三次産業へと移行するにつれ、人々の働き方、所得の獲得は雇用（就労）を通しての報酬が中心となっていく。このような産業構造の変化に加え、学歴分布も変容する。高学歴化である。日本においては、高等教育への公的資金が十分支出されていないと指摘されると同時に、子どもの教育投資は親の経済的地位によって左右されることが指摘されている（中澤 2014; 松岡 2019）。本稿では教育投資について詳しくは検討しないが、仕送りに着目して、親から子へ、子から親への現金の流れを概括する。そこで、再分配政策としての公的移転と私的移転との関係を探っていく。包摂的であるということは、まさしく「誰一人とりのこさない」政策であるが、親から子への私的移転を包摂の概念に相反するものと位置づけ、公的移転の対局に位置付けられるべきものなのだろうか。議論を試みる。

3. 分析データ

本稿で主に分析するデータは、厚生労働省による国民生活基礎調査である。特に、1986年以来3年ごとに実施されている大規模年を用いて、分析する。本データは横断的データである点で、分析内容には限定があるが、世帯構造と所得格差の関係を検討するには十分なサンプルサイズがあり、所得のある世帯員全員についての情報を含む点で利点がある。

再分配効果については、当初所得と可処分所得を比較して、以下のとおり再分配効果と

して検討する。本稿では、可処分所得をもって再分配所得とする。

当初所得：稼働所得（雇用者所得＋事業所得＋農耕・畜産所得＋家内労働所得）

＋非稼働所得（財産所得＋仕送り＋企業年金・個人年金等＋その他）

可処分所得：当初所得＋社会保障給付金（公的年金・恩給＋雇用保険＋その他の社会保障給付費）－（所得税＋住民税＋固定資産税・都市計画税＋自動車税等＋社会保険料）

再分配係数＝（可処分所得－当初所得）/当初所得

$$Gini = \left(\frac{2}{\mu n^2} \cdot \sum_{k=1}^n k W_k \right) - \frac{n+1}{n} = \frac{2cov(W_k, \frac{k}{n})}{\mu}$$

$$= \frac{\frac{2}{n} \sum_{k=1}^n (W_k - \mu) \cdot \left(\frac{k}{n} - \frac{1}{n^2} \sum_{k=1}^n k \right)}{\mu}$$

W_k は第 k 番目世帯の等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で除した値）、 μ は全体世帯の平均等価可処分所得、 n は世帯総数である。

ジニ係数算出に際しては、可処分所得や当初所得について世帯人員の平方根を除して等価した値を用いる。相対的貧困率（以降、貧困率）は、OECD が提供する定義¹²に従い、全世帯の等価可処分所得の中央値の半分に満たない世帯員の割合とする。本研究では、時系列比較については、1986 年（所得額は 1985 年）と 2016 年調査（所得額は 2015 年）の 2 時点比較と、詳細な分析については 2016 年調査結果を中心に議論する。

4. 実証分析結果

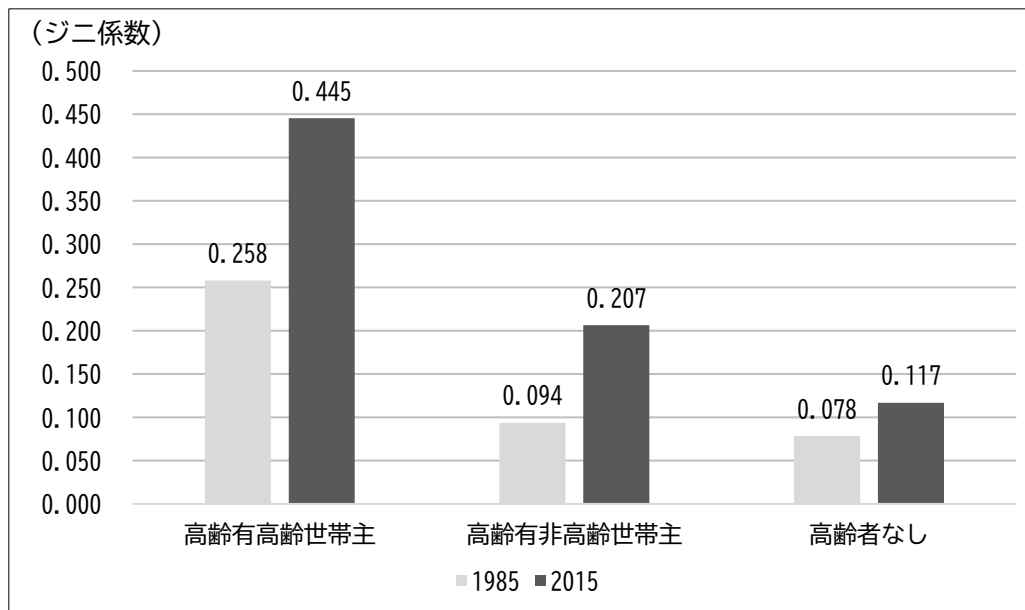
4.1 高齢層に偏る再分配効果

2019 年 9 月、厚生労働省より公表された「平成 29 年所得再分配調査 報告書」¹³によると、所得再分配によるジニ係数の改善度は 33.5%と、3 年前調査に比べると 0.6 ポイント低下とほぼ変化なしといってよい。再分配効果の約 9 割は社会保障によって説明される。国際的にみても、税による再分配効果の低下は OECD 諸国共通に認められるところであるが、日本の再分配の程度は小さい（Causa, Browne and Vindics 2018）。日本において税による再分配効果は限定的で 2018 年時点で 14%程度であることを鑑みると、日本の再分配が包摂という観点から再考する余地は少なくない。再分配効果が認められるのか、まず世帯員の年齢と世帯主年齢を考慮して、3 つのグループ分けをして比較してみた（図表 7）。

¹² <https://data.oecd.org/inequality/poverty-rate.htm#:~:text=Poverty%20rate-,The%20poverty%20rate%20is%20the%20ratio%20of%20the%20number%20of,income%20of%20the%20total%20population.> より

¹³ <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/96-1/h29hou.pdf> より

図表 7 高齢者の有無に着目した再分配効果の変化



(備考) 国民生活基礎調査より作成

65 歳以上高齢者の有無によって世帯を分類し、高齢者がいる世帯のうち高齢者が世帯主の場合とそうでない場合のジニ係数の改善度を 1980 年代半ばと 2010 年代半ばで比較した。高齢者がいない場合といる場合とは、効果の大きさが異なる。高齢者が世帯にいない場合の再分配効果は、.078 から .117 へと 49% の変化率であった。一方、最近増加が著しい高齢世帯主世帯の間での再分配効果は、.258 から .445 へと 72.7% の変化率となっている。一方、世帯に高齢者がいるが世帯主が非高齢者である世帯は減少傾向にあり、その中での経済格差は .094 から .207 へと 120.3%、倍以上の上昇であった。以上、全体として再分配による所得格差の改善度は 30 年間で上昇したことが確認され、その多くが高齢者のいる世帯における改善となっていることが図表 7 より示唆される。

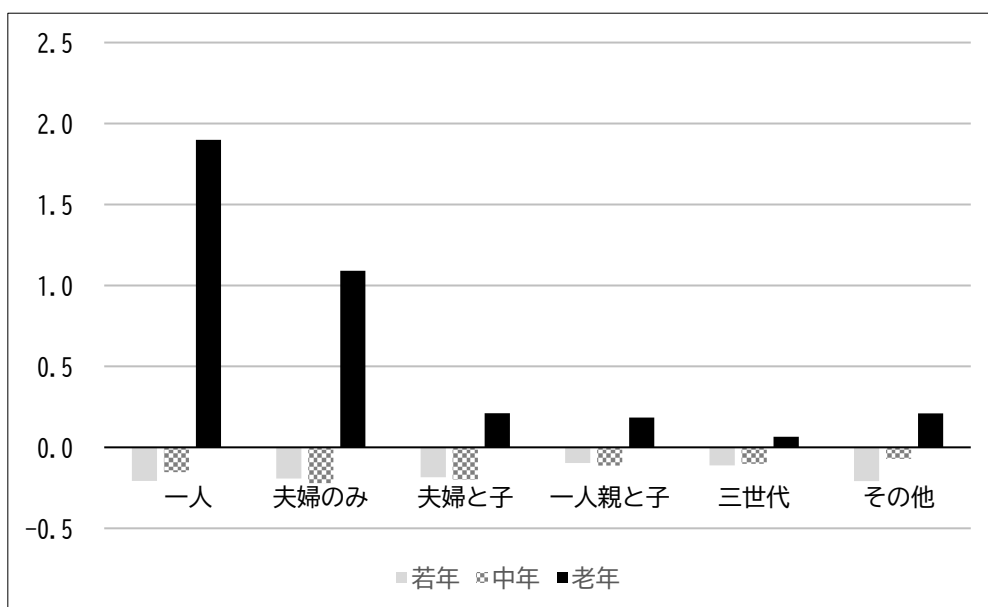
再分配効果を、可処分所得と当初所得の変化率で検討してみよう。太田（2006）は国際比較の観点から、現役人口層への社会保障給付費程度が小さく、税による再分配効果が極めて限定的である点を指摘している。さらに、子どものいる世帯への支援が十分なされていないことが、決して低くない子どもの貧困率の高さの背景にあるとも示唆する。そこで、世帯主年齢を 3 つのグループ（若年 20～44 歳；中年 45～64 歳；高齢 65 歳以上）に分け、6 つの世帯類型（①一人暮らし、②夫婦のみ、③二人親と未婚子のみ、④一人親と未婚の子のみ、⑤三世代、⑥その他）別に再分配効果をみたのが図表 8 である。

ここで明らかなことは、いわゆる現役世代において、世帯類型にかかわらず、再分配効果はマイナスである一方で、高齢層についてはすべてプラスとなっている。家族機能への依存度が高いと特徴づけられてきた日本の社会保障制度にあって、世帯類型の違いを考慮しても、再分配効果は現役層から高齢層へと年齢の違い（ライフステージの違い）によっ

て規定されている。高齢世帯主層に着目してみると、再分配効果の世帯類型の違いが確認され、高齢一人暮らしや高齢夫婦が再分配の恩恵を受けている。ただ、ここでの高い再分配効果が貧困率の改善に直接反映されるとは限らない。そこで、等価当初所得と等価可処分所得をもって算出した相対的貧困率を、3つの年齢階層と世帯類型ごとにみてみたのが、図表9である。

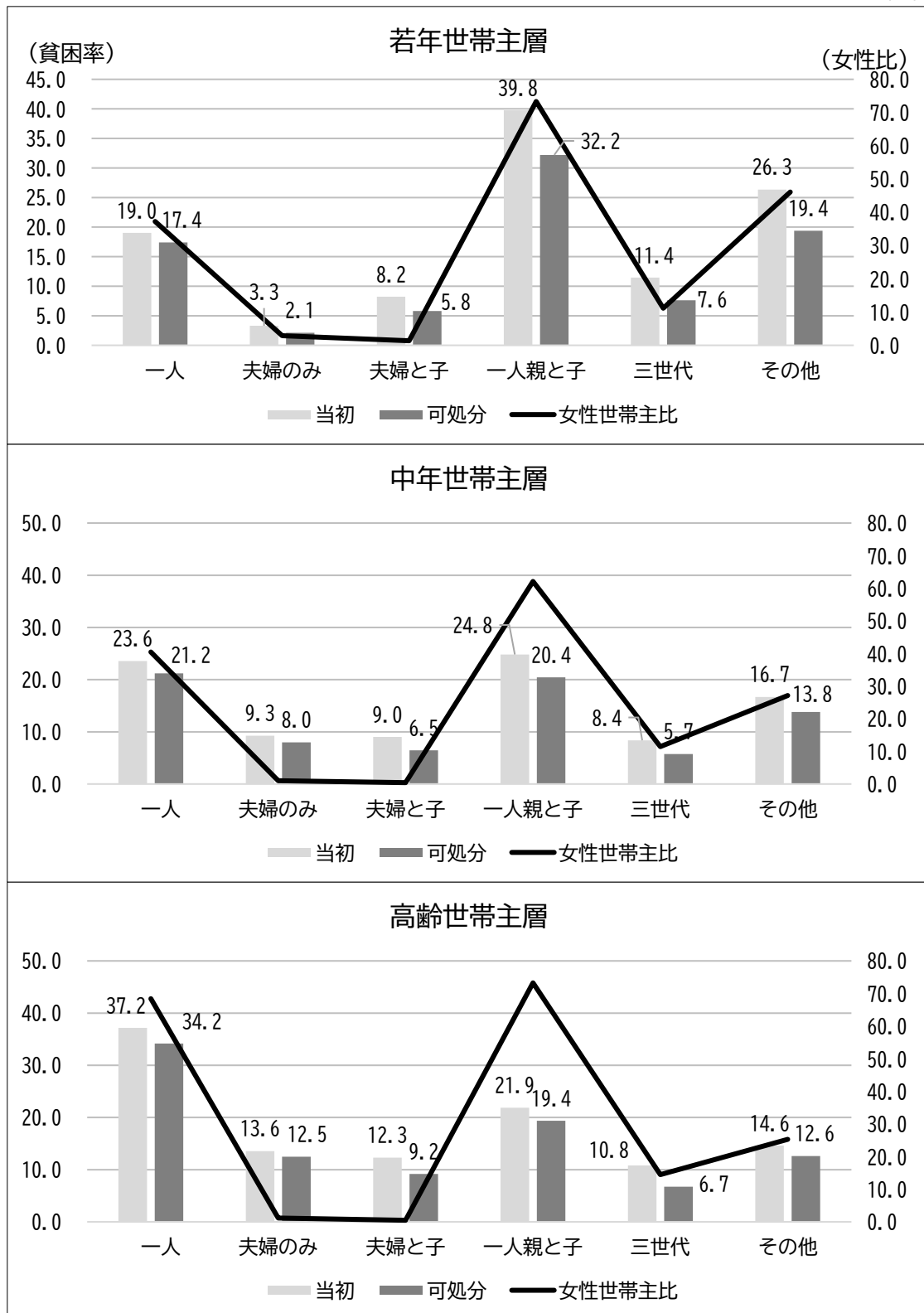
図表9から大きく4つの発見がある。まず1点目は、高い貧困率を呈している世帯は、一人暮らしと一人親世帯であること。2点目は、若年層においては一人親世帯の貧困率の高さが目立ち、高齢層においては一人暮らし世帯の貧困率の高いが目立つ。3点目として、当初所得と可処分所得を用いた貧困率を比較した場合、若年層や中年層の一人親世帯の低下が比較的多いが、それでも貧困率そのものは高い。一方一人暮らし世帯の場合、可処分所得を用いた貧困率との差はあまり高くない。最後に、各世帯類型に占める女性世帯主割合をみると、女性割合の高さと貧困率の高いには相関が認められる。以上、若年期、中年期の一人親世帯への経済保障については、依然と高い貧困率から鑑みて、十分な貧困回避機能が行使されていない状況が再確認できた。また、過半数が女性である高齢一人暮らしにおいても、高い貧困率は見過ごすことができない。このように、高い経済的な困窮度は女性が世帯主として家計を切り盛りする状況と密接な関係が認められた。そこで、次に、ジェンダー差に着目して再分配構造を検討してみたい。

図表8 年齢階層別 世帯類型別再分配係数



(備考) 国民生活基礎調査より作成

図表9 世帯主年齢層別,当初所得と可処分所得による貧困率比較と女性世帯主割合(%)



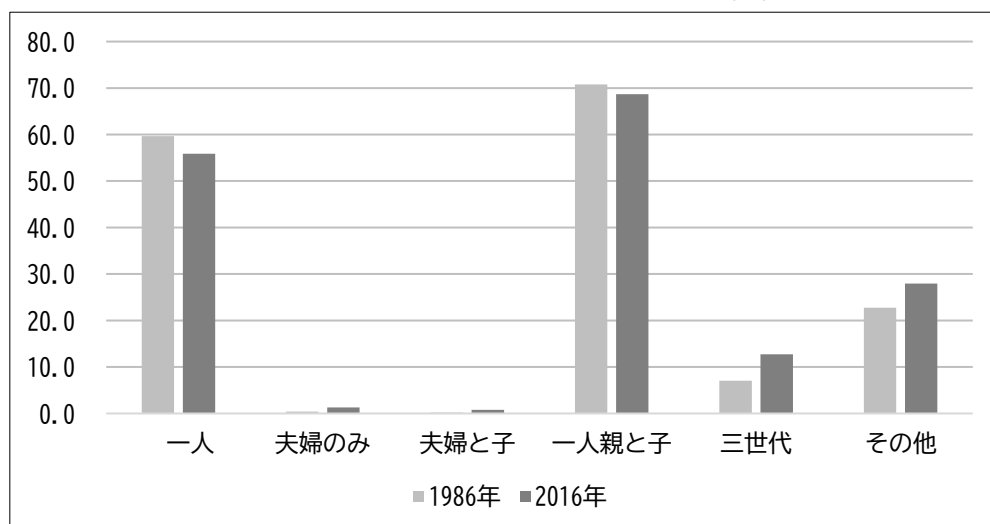
(備考) 国民生活基礎調査 (2016) より作成

4.2 ジェンダーからみる再分配構造

高齢化という観点からみると、世帯を構える世帯主として高齢者が留まる場合が増えたことをすでに指摘したが、この高齢化と共に男女比も年齢と共に変化する。総務省統計局による平成29年10月1日現在の人口推計によると¹⁴、女性を100にした場合の男性比は、56歳まで男性が女性よりも高いが、57歳以降は女性比が高くなり65歳で95.2、75歳で83.6、85歳になると59.3と、人口学的に超高齢化は人口の女性化と連動するといってもよい。70歳を超えると7割代となって85歳になると6割台になる。誰が居を構えるかという点についても、全体人口の女性化に伴い、世帯主性差にも影響が認められる。世帯主を誰にするかは、各世代の裁量に任されており、収入の多少や住民基本台帳の届出と常に整合的ではない。厚生労働省が実施する「国民生活基礎調査」によると、「年齢や所得にかかわらず、世帯の中心となって物事をとりはかる者として世帯側から申告された者」¹⁵とされている。もっとも実際は、世帯の生計を主として支える者と世帯主であることとは高い相関がある¹⁶。

世帯主性差を世帯類型ごとに1986年と2016年で比較すると、全体世帯に占める女性世帯主世帯の割合は1986年の13.6%から20.9%へと増加した（図表10）。ただ、その中身をみると、多くが一人暮らしと一人親世帯に集中している状況に大きな変化は認められない。女性世帯主のうち、8割近くが一人暮らし世帯と一人親（母子世帯）であり、その構図にこの30年来大きな変化は認められない。女性の世帯主年齢を考慮すると、若年、中年の母子世帯、高齢女性の独居世帯が女性世帯主世帯の代表である。

図表10 世帯類型別 女性世帯主割合(%)



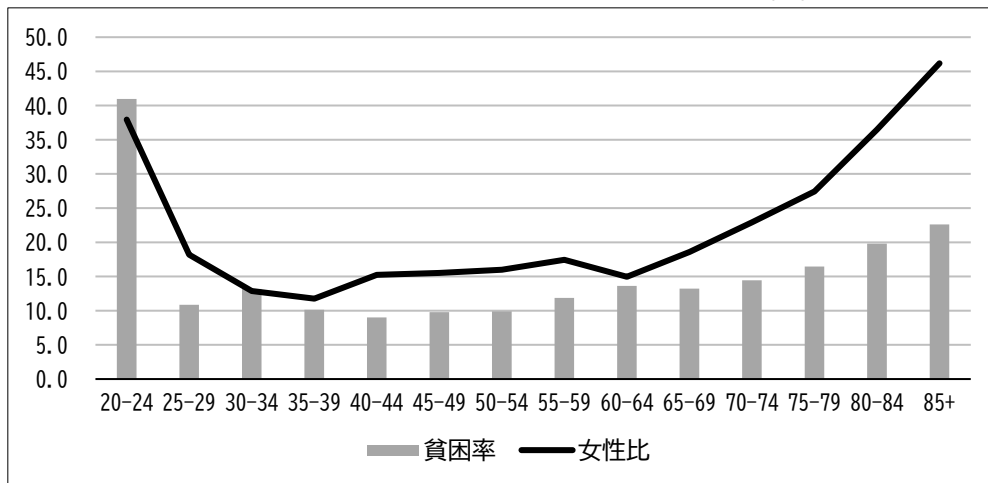
（備考）国民生活基礎調査より作成

¹⁴ <https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0003215840> より

¹⁵ https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/20-21-yougo_2019.pdf 「用語の定義」より

¹⁶ 平成28年国民生活基礎調査によると、世帯主のうち世帯の最多所得者であるとするものは全体で87.1%である。

図表 11 年齢階層別貧困率と女性世帯主割合(%)

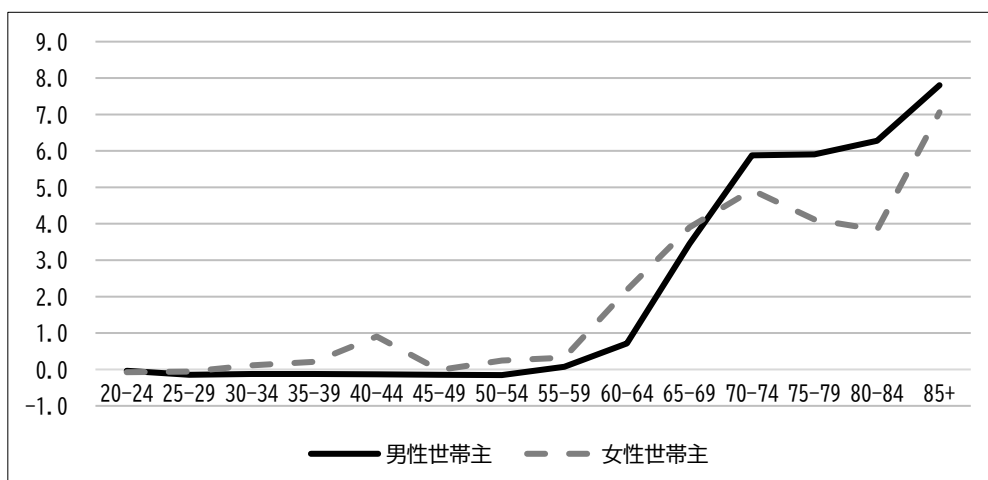


(備考) 国民生活基礎調査 (2016) より作成

このように、世帯主に女性が付くことが少数派であり、その状況も一人暮らしか一人親世帯、というように状況が限定されている。この限定された世帯構造は、経済的な困窮度とも密接に関連している。図表 11 より世帯主年齢ごとに、相対的貧困率比率と女性世帯主割合をみると、両者が密接に相関している様子が確認できる。若年と高齢層に女性世帯主割合が上昇しており、貧困率も同様に凹型パターンを示す。

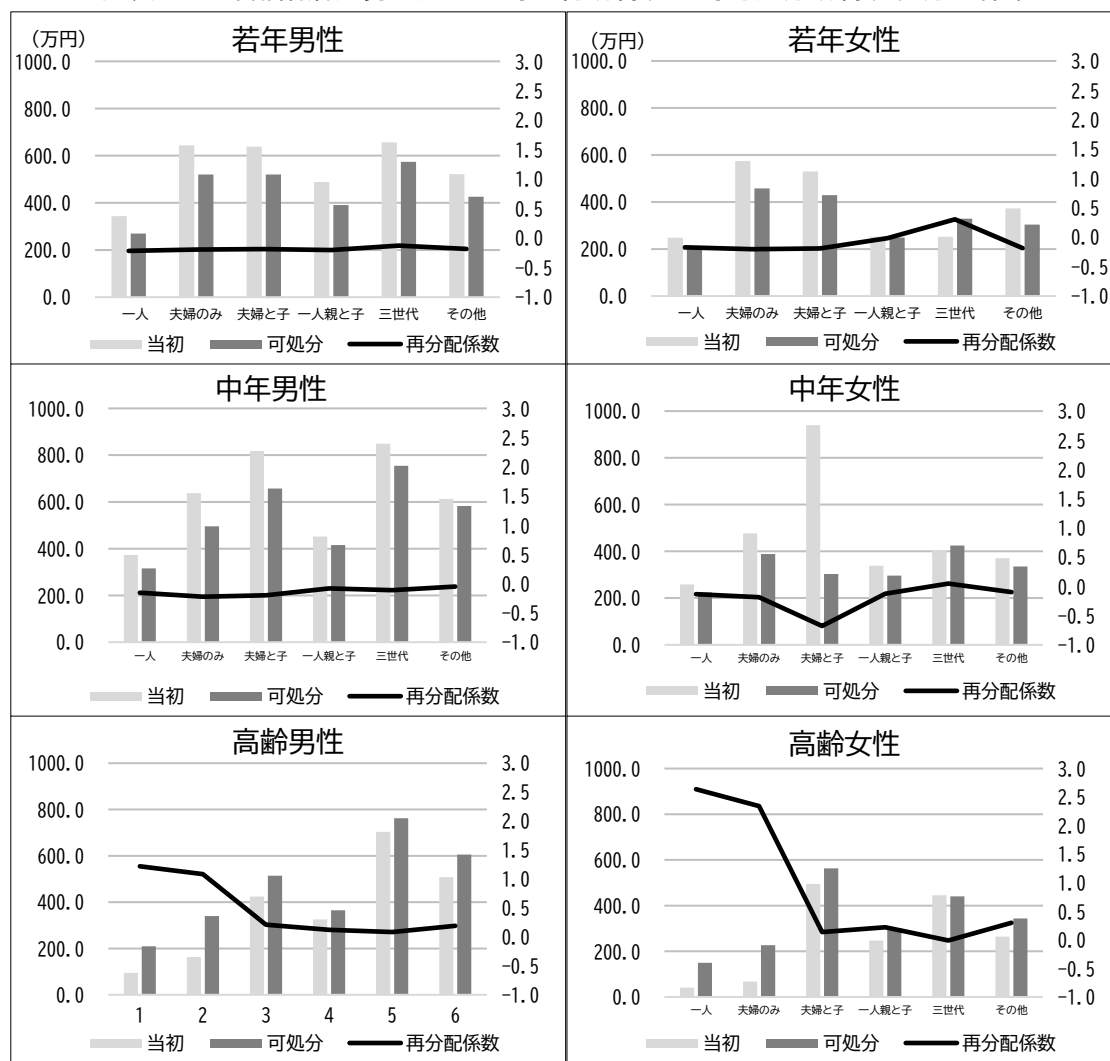
世帯主年齢ごとに再分配効果をみると、すでに確認されているとおり、高齢層に傾倒した再分配を通じた改善が顕著である。世帯主のジェンダーを考慮して男女別に再分配効果係数をみても、男女ともに高齢になるにつれて改善度は増していくが、より男性の方がその効果が高くなることが確認された。貧困率等からみた経済的な困難は平均して高齢期にあって厳しい。その一方、再分配については男性の方が高い効果を享受している。

図表 12 世帯主ジェンダー別年齢階層別再分配係数



(備考) 国民生活基礎調査 (2016) より作成

図表 13 年齢階層別男女別 平均当初所得、平均可処分所得、再分配係数



(備考) 国民生活基礎調査 (2016 年) より作成

図表 13 では、3 つの世帯主年齢階層を男女に分けて、当初所得と可処分所得の平均、そして再分配係数を示した。まず、現役層の男性世帯主にいたっては世帯類型にかかわらず、再分配係数はマイナスとなり、再分配を支える側に立っていることがわかる。女性についても、64 歳までの現役層では、再分配効果が世帯類型ごとに大きく異なるということはない。中年層の女性世帯主の夫婦と子の世帯については、そもそも夫婦であって女性が世帯主になる場合がごく少数であり、かつ女性世帯主の所得がかなり高い。したがってここで結果の解釈には留意されたい。

一方高齢層になると、一人暮らしと夫婦のみ世帯に傾倒して再分配係数が比較的大きなプラスの値を示している。高齢層にあっても、特に、若年世代と同居せずに高齢者だけで世帯を形成している場合に高い再分配に伴う改善度が確認される。当初所得と可処分所得平均、そして再分配係数を算出した結果である。ここから高齢女性の貧困率は依然高く、

再分配が貧困脱却に十分つながっていない。

このように高齢期にあっても男性世帯主の方が高い再分配効果を享受していたという結果の原因の一つとして考えられるのは、男女で異なる職業経歴の違いである。例えば、2015 年 SSM 調査によれば、60 歳以上回答者のうち、最終学歴を終えてから 50 歳までに仕事を継続していた者は男性がほぼ 9 割であるのに対し、女性は 4 分の 1 強の 26%であった（Shirahase, Mugiyama, and Ishida 2021）。また、働き方が男女で大きく異なり、1980 年代以降女性のパートタイマー就労を担ったのは中高年の既婚女性であり、結婚や出産に伴う就業中断が女性の働き方として代表的であった。女性就労の規定要因がダグラス・有沢の法則に従うとされたように、女性の働き方や夫や子どもの有無、年齢といった他者とのつながりで規定されてきたことに特徴がある。自らが家計を支える、という位置づけは、戦後の性別役割分業体制の中ではまったく想定されていない。

前提とする状況が全く配慮されていないので、実際は子どもを育て家計を支える役割を母親が担おうとも、また一人で生活していく場合、結果として経済的な困難に陥る確率が高まることになる（白波瀬 2010; Shirahase 2014）。このような構造は本稿で議論してきた再分配効果にも少なからぬ影響が垣間見られる。高齢期に傾倒する日本の再分配機能は、長寿で高齢者ほど女性割合高まる状況にあって女性の方がその恩恵を享受することが想定されるが、実情は必ずしもそういうわけではない。事実、最近の高齢層における所得格差の改善は、1985 年に女性の年金権が確保されて以来、社会保障の充実による影響は否めない（Shirahase 2014）が、いまだ高い高齢女性一人暮らしの高い貧困率は、彼女らに十分な再分配の恩恵が提供されていないことを意味する。高齢期に一人で生活するといった状況がまったく想定されず、最低限の人権が守られるような生活が保障される程度の社会保障が提供されるまでにはまだ課題が多い。そもそも、社会における女性の地位が、他者（父親や夫）との関係で規定されてきた経緯があるために、女性自らが世帯を構えること自体に困難が伴っている現状に早急な対応が求められる。

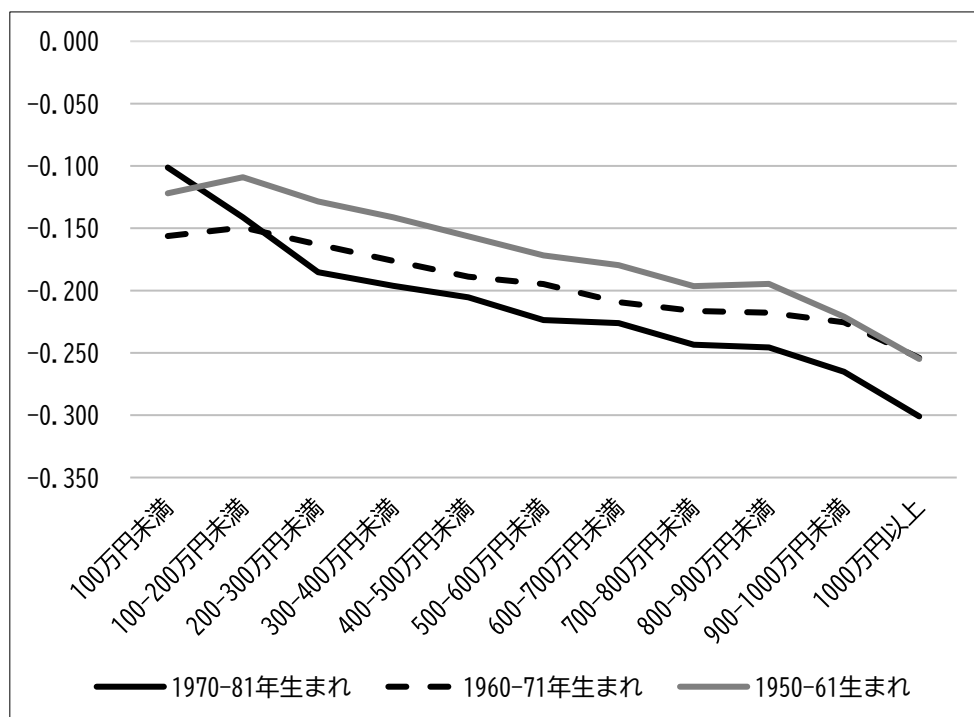
4.3 氷河期世代に着目した再分配効果

これまで、1980 年代半ばと 2015 年代半ばの状況について比較してきたが、本節においては、1970 年代生まれを中心とする氷河期世代に着目して、再分配の観点から再分配効果の世代差について検討する。就職氷河期に就職した世代の不利さがその後も継続し、いまだその不利さが継続することに注目されている（堀 2019）。特定の時代にたまたま就職活動時期が重なったことが、その後の職業経歴にも継続して悪影響からいまなお払拭されない状況がある。

本節では、1970 年から 81 年に生まれた氷河期世代に着目し、それ以前の世代の同時期のライフステージを比較して、再分配のコーホート効果を探りたい。ここでは、コーホート効果と共に時代効果が存在するが、本論文ではまず前者に着目して状況を概括する。具体的には、1970 年代生まれを氷河期世代として、2016 年調査の 37 歳～46 歳層に注目す

る。比較するのは、1960年代生まれの38歳～47歳層と、1950年代生まれの36歳から45歳層である。それぞれの世代にあって、当初所得別の再分配効果を検討する。図表14は、その結果である。

図表14 出生コホート別再分配係数



(備考) 国民生活基礎調査(1995年、2007年、2016年)より作成

200万円未満の低所得層にあっては、氷河期世代の再分配係数は上昇しているが、その後は、氷河期世代の再分配係数が小さい(マイナス値が大きい)。再分配係数を見る限り、就職氷河期にあって再分配対策の恩恵に預かっているわけではなく、全体の再分配係数は、1950年代生まれがマイナス16.2%、1960年代生まれが25.4%となり、氷河期世代の1970年生まれの該当する値は30.1%である。

同時に、30代後半から40代にかけての、コホート差として特記すべきは、配偶関係である。晩婚化、未婚化の影響を受けて、有配偶率は1950年代生まれの85.9%から氷河期世代にあっては72.0%と減少している。未婚者に限って世帯類型をみると、1950年世代の4分の1弱が一人暮らしであったのに対して、氷河期世代は17%に上昇し、その分二人親と同居する割合が49%と上昇し、氷河期世代の過半数が親と同居している。特に配偶割合が低く、そのサイズは縮小傾向にあるが、幼い子をもつ世帯に着目して再分配効果をみると、そこでも氷河期世代は前世代より再分配係数が低く、貢献する立場にあることがより強調されている。少なくとも、氷河期世代であることを再分配政策の中では特に考慮されることなく、再分配係数は拡大している状況にある。世代として就労という観点

から恵まれない世代である一方で、再分配機能という点では現役年齢にあるという観点からのみ支える側に位置づけられている。再分配制度が年齢を第一基準とした制度設計であるがゆえに、特定の時代に就職時期を迎えた世代的な特殊性を、再分配政策の観点から明示的に配慮されているわけではない。

4.4 仕送りからみる私的移転が及ぼす影響

ここまで、公的な移転を中心に再分配効果について議論してきた。ただ、不平等を考える際には、公的移転のみならず私的移転を見逃すことはできない。公的移転が格差縮小と関連づけて議論されることが多いのに対して、私的移転は富の世代間継承のツールとして議論され格差継承、あるいは格差拡大と関連づけて議論される（Van den Berg and Cuong 2011; Künemund, Motel-Klingebiel, and Kohli 2005）。2004 年「国民生活基礎調査」以降の大規模調査（3 年ごと）では、別居の親と子への仕送りについて質問している。世帯所得における仕送り額を、親への仕送り、子への仕送り、合計額、として質問している。また、「仕送り」は収入源の 1 カテゴリーとして把握されており、特に、親への仕送り、子への仕送り、として仕送りのフローを特定化して質問をおこなっている貴重なデータである。回答者の所得源について、本研究では 2016 年調査データの実態を中心に議論する。

図表 15 世帯主年齢階層別 総所得に占める所得源割合(%)

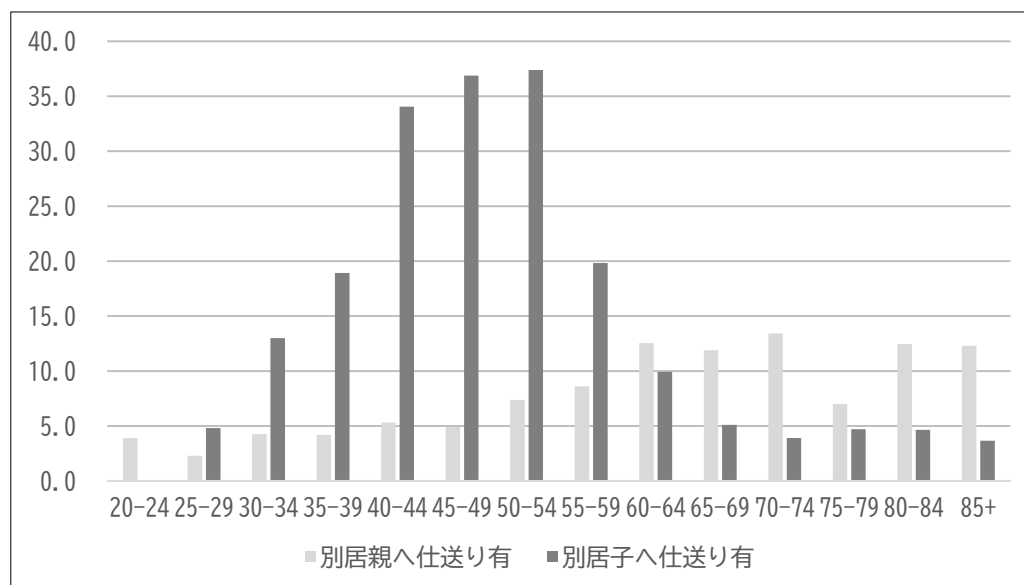
	仕送り	社会保障給付費
20-24	21.44	3.02
25-29	2.62	0.64
30-34	0.28	1.27
35-39	0.28	2.07
40-44	0.6	2.96
45-49	0.48	4.33
50-54	0.55	5.51
55-59	0.31	6.84
60-64	0.25	22.81
65-69	0.17	52.32
70-74	0.4	67.51
75-79	0.39	73.53
80-84	0.43	76.55
85+	0.42	79.28

（備考）国民生活基礎調査（2016）より作成

総所得の占める仕送り、仕送り以外の非稼働所得、そして社会保障給付費の割合を世帯

主年齢ごとにみたのが図表 15 である。ここから、特に 20 代前半の比較的高い仕送り割合と 65 歳以上の高い社会保障給付費割合が確認できる。所得源構造を見る限り、高齢層の所得源において仕送り割合はごく少数である。では、別居する親や子への仕送りについてはどのような状況にあるのか。親と子、それぞれに仕送り有と回答した割合をみたのが、図表 16 である。

図表 16 世帯主年齢階層別親と子への仕送り割合(%)



(備考) 国民生活基礎調査 (2016) より作成

40 代から 50 代を中心に別居の子に仕送り有と回答する者が集中しており、その多くが学業のための仕送りとしている。一方、親への仕送りは 60 代から 70 代前半にかけて若干増えるが、子への仕送りに比べてとせいぜい 15%程度にとどまる。このように、別居の親や子への仕送りは全体として限定的であるという背景を確認したうえで、親や子への仕送りを規定する構造を確認するために実施した結果が図表 17 である。ここでは、仕送りをしないと回答した者が多いために、仕送り有無に関して負の二項回帰分析¹⁷を実施した。ここでの最も興味深い結果は、本人学歴の効果が子への支援と親への支援を検討する際に逆であるという点である。

¹⁷ 負の二項分布とは、 $P(x) = \binom{x-1}{k-1} p^k (1-p)^{k-k}$, x は非負整数で表される離散型確率分布である。

図表 17 別居の子と親への仕送りに関する負の二項回帰分析

	別居子への仕送り	別居親への仕送り
	係数	係数
切片	2.913 **	-0.082
大卒: reference		
義務教育のみ	-1.100 **	0.271 **
高校卒業	-0.633 **	0.278 **
男性ダミー	0.404 **	0.188 **
親同居 (reference)	-0.388 **	1.841 **
世帯主年齢	-0.050 **	0.014 **
17 歳以下同居子ども数	0.214 **	0.283 **
等価可処分所得	0.002 **	0.001 **
実質貯蓄額	0.037 **	0.074 **
負の 2 項分布	7.667	24.402

(備考) 国民生活基礎調査 (2016)

別居子への仕送りは 40 代・50 代世帯主対象 別居親への仕送りは 60 歳以上対象

**0.1%水準で有意

子どもへの支援については、自らの高い学歴を子どもにも獲得させるためにプラスの効果（結果表では高学歴をレファレンスとしているので、マイナス効果となっている）が認められた。高学歴の親ほど子どもに教育投資をしやすいという傾向を仕送りにあつて、確認できる。ここでの結果は、親の高い学歴（人的資本）を子どもに確実に移転させようとするリスクの相対的回避仮説（Breen and Godthorpe 1997）と整合的である。一方親への仕送りについては、高学歴者ほど提供しないという結果を得た。回答者本人に高学歴を提供できる背景には、親の比較的恵まれた経済状況があり、子どもからの仕送りを求めずともよいことが想定される。社会保障給付費を中心とする高齢者の経済状況にあつても、現役時代の恵まれた社会経済的地位と連動している。言い換えれば、社会保障給付費によって大きく依存する高齢期の世帯収入は現役期の恵まれた社会経済的地位と連動しており、子どもから仕送りを要求する必要がないと解釈できる。一方、子世代には、将来への人的投資としての教育費は高学歴の親ほど多く提供しており、子どものその後の将来を規定するものとして仕送りが提供されている。

以上、公的移転に比べてフローとしての私的移転の効果はそのサイズからみて限定的である。ただ、高学歴の親が別居する子に仕送りする傾向がみられた。一方、親の経済状況については、本人学歴の負の効果から経済的に苦しい親を助けるという行為も推測された。もっとも、本分析結果はごく初期段階にあるとともに、別居の親や子に関する十分な情報がないため、結果の解釈については慎重でなければならない。少なくとも限定的な規

模であることを配慮し、私的移転は社会保障による再分配効果に比べると、苦しい生活を救済するほどの効果とまでには至らない。

5. 結論と考察：ポストコロナ禍の包摂型未来の構築に向けて

以上、公的移転による再分配効果と私的移転の現状をみてきた。本稿で明らかになったことは、大きく二つある。一つは、我が国の社会保障制度は家族による生活保障機能に大きく依存して設計されてきたが、再分配効果の効果からみると世帯構造の違いよりも、年齢で代表されるライフステージの違いが大きいことが確認された。言い換えれば、世帯の所得構造において社会保障給付費が占める割合と連動して再分配効果が大きく規定され、高齢期に大きく集中する形で再分配効果が確認された。それでも高齢期における貧困率で代表される経済的困窮度はいまだ決して低くはなく、特に、高齢一人暮らしの貧困率は高い。若年、中年期においては、母子家庭を代表とする一人親世帯の貧困率が高く、再分配後もその改善度は十分とはいえない。

そこで、もう一つ重要な点として、世帯主として世帯運営の責任を誰が担うかに対して、ジェンダー格差が深く関与していることが確認された。若壮年層にいたっては、一人で子供を育て、家計を担うという世帯主役割を女性が担うと、経済的困窮度の高さが高い相関を呈していた。高齢期に至っては、女性で一人暮らしすることに伴い高い経済的リスクが改めて確認された。このような実態を生んだ背景には、戦後、高度経済成長を担った企業戦士を可能とした性別役割分業体制が社会の諸政策の前提となり、またその前提が決して揺らぐことなく温存されてきた結果ともいえる。高齢期に至るまでの職業経歴に男女差が歴然として存在し、高齢期に至っては夫や子ども家族と同居することで自らの所得保障を獲得することが想定されていたがゆえに、いざ高齢期を一人で過ごすことへの対策は老後の所得保障として十分組み込まれてこなかったと解することができる。

男女共に個人で生活できる報酬が保障され、社会保障財源に貢献してきたならば、高齢期に至って男女間の格差がこれほど開く状況には至らなかったのではないか。それは、近年増える母子家庭にあっても、複数の仕事を掛け持ちしてもなお貧困状況から抜け出せない状況をこれほど深刻にせず済んだのではなかろうか。包摂という観点からみて、日本の社会保障にあつての再分配政策は、旧態依然とした標準的家族を想定した職業経歴から脱却しないままであり、制度と実態の齟齬が本研究における高い貧困率や限定的な再分配効果から見えてきた。

そこで、包摂の概念を未来志向の新たな成長モデルの中に積極的に入れ込むことで、実質的な再分配効果を拡大することができると考える。ここでいう包摂型成長の概念は、GDP指標によって代表される経済の在り方を超えて、あらたな経済発展の在り方を追求する概念の一つである（OECD 2014）。経済発展の影響を限定的な者だけが享受することがないよう利潤の分かち合いを進め、不平等の再生産が決して進行することのないよう社会制

度を変革すべきである。ここではまさしく、機会の平等と関連させて、特定の社会的グループ（若年層や高齢層、女性等）が、十分な資源が提供され未来に向けた機会の提供が限定されていたことへの問題の深刻さを社会全体で共有し、次なる新たな成長に向けて万人が参加（協力）し、包摂的な成長を実現するための検討が急務である。宮本（2013）は政治学の観点から、福祉国家レジーム論の枠組みから後発福祉国家としての日本が社会的包摂を実現する道について、市民による参画に着目するアクティベーション型の包摂社会の実現を訴えている。その背景には、日本の福祉政策が、男性世帯主一人稼得世帯を中心に、企業が労働者のみならず、その家族の生活保障も担う生活保障機能を提供することが想定され、そこでは労働者と使用者が協力するコーポレート型の福祉国家スタイルが構築されていく。しかし、当然とされてきたいくつかの想定に揺らぎが生まれる。いうなれば、世帯/家族を単位として、その単位を代表する男性世帯主へのケアを保障すれば国民全体への生活保障が提供できる2段構え構造がもはや機能しなくなったのである。なによりも、ここで前提とされる家族の形が、一人暮らし、子どもがいない夫婦のみ、一人親世帯等と多様化した。さらには、男性世帯主が一家を支えるという場合のみならず、女性が親として一人で家計を支える場合も増えてきたし、一人暮らし女性が高齢期において増加してきた。人口高齢化という人口学的変容は、人々が生活する場（世帯）の構造的な変容と深く関連している。これまでの社会的包摂の議論は、少なくとも日本において、足元の人口学的変動を絡め、ジェンダーの視点も明示的に考慮して検討されてきたとはいえない。このように、再分配の観点からも既存のジェンダー理念、家族観を前提とした固定的制度設計の軋みが見えてきた。そこで、この状況から抜け出すためには、単に既存の再分配制度を強化するというだけでは不十分である。より積極的な再分配の在り方、その鍵を握るのが包摂という概念である。

ここでの積極的な包摂概念とは、現役期の社会経済的地位をある意味継承するかたちでの高齢期があり、再分配の考え方にそもそも不利なたちがあつた者、そもそもスタートラインにおいて極めて不利な状況にある者を救い上げる方策を入れ込むという意味で積極的という用語を用いた。これまでの人生にあつて恵まれない状況からそもそも抜け出せない者へのセイフティーネット的な機能を盛り込んだ再分配施策こそが包摂的な施策となりうる。そこで重要なポイントは、そもそも不利な状況にある者を包摂することの重要さは、包摂の概念の未来志向にある、ということである。そこで、包摂に将来に向けた成長の概念も積極的に取り組むことを提案したい。

本分析結果から、マクロなレベルでの再分配が世帯や世帯主ジェンダーを考慮することでその中身は決して一様ではなく、また、再分配が経済的困難（相対的貧困率）を回避できる機能を十分提供できていない事実も確認した。再分配とは、一時点にあつて富める者が貧しい者を助ける、という観点が強調される。そこでは、パイそのものの大きさは所与とされていて、パイを拡大しようといった観点はごく限定的であるし、その時点にいたる過程への関与という観点は弱い。しかし、貧しい生活に至るには、一時点的な分布での立

ち位置を改善するというだけでは解決しえない過去からの経緯と蓄積が存在する。結果としての貧しい状況を改善するだけでは、そこに至る過程が十分考慮されていない分、対処療法にすぎない。人生の前半にあつての貧困なのか、人生半ばか、あるいは人生後半なのか、そこに至る過程と時間はライフステージや個々人によって異なる。人生の前半や中盤にあつては、多様な背景をもつ者に職業訓練を積極的に取り入れた貧困からの脱出をまず優先した政策が展開され、人口後半に至っては健康状態も密接にかかわってくるので就労支援という側面はトーンダウンすることになってくる。一時点の結果にいたる過程を明らかにすることで、その結果を違う方向に向かわせるための示唆が重要である。一時点の全体パイの大きさをさらに大きくすることも、縦断的な機会の不平等の是正という観点から重要になってくる。これがまさに、再分配と成長概念をリンクさせる概念的接合点である。すでに、ヨーロッパを中心に議論されてきたように、公平と効率のトレードオフの関係について、包摂型成長を目標にすることで両者をプラスの関係に転換させようという狙いである。

日本において社会的包摂の議論が始まりを、2009年民主党政権が立ち上がり、翌年、新しい公共の概念を打ち出した頃に見ることができる。そこでの公共性の背景には労働組合があり、ワークフェアを中心に概念が形成されていた。しかし、ここでいう包摂とは労働と直結するだけでは不十分となる。なぜなら、日本を特徴づける超高齢社会とは、労働市場と関係をもたない人口が増えることであり、それは、若年・壮年期における失業・無業の位置づけとはことなる状況ととらえるべきである。その意味で、超高齢社会の包摂とは、比較福祉国家論の枠組みを中心に議論されてきた脱商品化の考え方より一歩進んだ新たな概念の構築が求められる。そこでの新しい包摂概念とは、再分配概念と成長概念の接合であり、積極的福祉にも通じる新たな概念ともなりうる。生活保護制度も人口が高齢化するに従い、高齢者割合は上昇している。しかし、一旦貧困に陥ったとしてもまた自らの力で生活し、自己実現に向かって進んでいけるようにすることが、結局のところ社会を強くしていく。本稿では、少数派であることが経済的制裁と直接的に結びついていることへの警告と、特に若年層、中年層での再分配効果が限定的であることを示した。特に、本稿において若くして世帯主となったものにとって、貧困率の高さはこの30年来大きな改善が認められない。女性で高齢期に一人で生活する、母親一人で子供を育てる、生涯未婚に留まる等が、これまで標準的な生き方から逸脱した場合、あるいは少数派であるということが、深刻な経済的制裁ともいえる状況と直結する現実には、包摂という観点からも多くの問題を含む。

繰り返しになるが、本稿では包括的成長を最終的には謳っている。そのポイントは、いま、ウィズ・コロナにあつて、これまでの常識がもはや有効ではない状況が長引く中、ポストコロナに向けて、次なる成長を可能にするには、経済成長による恩恵を一部の者だけが享受する構造からいち早く脱却することが求められ、そのためには個々人の潜在能力を最大限活用できる機会をできるだけ公平に万人に提供することが肝要となる。そうしては

じめて、斬新なアイデアと視点をもって未来を創る土壌が整備される。包摂とは現在転げ落ちてしまった人を助けるという枠組みを超えて、長いライフステージの中でも「誰一人取り残さない」包摂の概念を具現化することにつながる。

コロナ禍にあって、露呈した不都合な事実とは、これまで長きにわたって温存されてきた構造的な問題の存在である。その一つに頑強なジェンダー格差が顕在化した。いくら女性の高学歴化が進行しようとも、大学の先行分野の男女差は明らかで、研究分野や職業、さらには管理職への昇進機会は男女によって大きく分断されている。2000 年以降、若年労働市場を中心に非正規化が進み、女性は特に 1980 年半ば以降、母親役割との両立を前提にパートタイムという非正規雇用化の担い手ともなった。しかし、そこでの問題はそれらの仕事があくまで家計を補助する 2 次的な働き手を前提としていることであり、その結果、現実とのミスマッチが生まれる。女性が家計の担い手となったとしても彼女たちが就くことのできる仕事の多くが家計補助者であることを前提とする状況はやすやすとは改められない。

そこでいま、もっとも早急に求められるのは、機会の平等という観点から十分な恩恵にあずかることができなかった少数派（本稿ではジェンダーに着目）に対して将来の様々な局面におけるダイバーシティを達成するための、優先的な機会を提供することである。いわれなき理由（ジェンダー、国籍、年齢、出自等）で、例えば、就労機会の平等が剥夺されることは許されない。公平な機会が均等に提供されるよう、現実の問題解決に向けた優先的格差是正は包摂的な社会を実現する上のインフラとなる。

参考文献

- 阿部彩（2008）『子どもの貧困 一日本の不公平を考える』岩波新書。
- 阿部彩・大石亜希子（2005）「第五章 母子世帯の経済状況と社会保障」国立社会保障・人口問題研究所編『子育て世代の社会保障』東京大学出版会, pp.143-161.
- 大沢真理（2007）『現代日本の生活保障システム 座標とゆくえ』岩波書店。
- 小塩隆士（2010）『再分配の厚生分析 公平と効率を問う』日本評論社。
- 小塩隆士（2009）「社会保障と税制による再分配効果」国立社会保障・人口問題研究所編『社会保障財源の効果分析』東京大学出版会, pp. 147-170.
- 小塩隆士（2012）『効率と公平を問う』日本評論社。
- 小塩隆士・浦川邦夫（2008）「2000 年代前半の貧困化傾向と再分配政策」『季刊・社会保障研究』第 44 巻, 第 3 号, pp.278-290.
- 太田清（2006）「日本の所得再分配—国際比較でみたその特徴」ESRI Discussion Paper Series No.171.
- 大竹文雄（2005）『日本の不平等—格差社会の幻想と未来』日本経済新聞社。
- 大竹文雄（1994）「1980 年代の所得・資産分布」『季刊理論経済学』第 45 巻, 第 5 号, pp.385-402.

- 厚生労働省（2012）『平成24年版 厚生労働白書—社会保障を考える—』。
- 橘木俊詔（1998）『日本の経済格差』岩波書店。
- 四方理人（2013）「家族・就労の変化と所得格差」『季刊社会保障研究』49(3): pp.236-338.
- 四方理人（2018）「世帯主年齢と本人年齢による所得格差の寄与度分解——格差拡大は人口高齢化によるものか？」『収縮経済下の公共政策』（四方理人・宮崎雅人・田中聡一郎編著 慶應義塾大学出版会），pp.3-26.
- 白波瀬佐和子（2002）「日本の所得格差と高齢者世帯」『日本労働研究雑誌』44 巻 500 号，pp.72-85.
- 白波瀬佐和子・竹内俊子（2009）「人口高齢化と経済格差拡大・再考」『社会学評論』第60巻（2），pp.259-278.
- 白波瀬佐和子（2017）「小さな世帯の増加と社会保障」『社会保障研究』第2巻，第1号，pp.4-17.
- 白波瀬佐和子（2010）『生き方の不平等 お互いさまの社会に向けて』岩波書店。
- 清家篤・山田篤裕（2004）『高齢者就業の経済学』日本経済新聞社。
- 内閣府（2020）『高齢社会白書』（https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2020/zenbun/02pdf_index.html）
- 中澤渉（2014）『なぜ日本の公教育費は少ないのか教育の公的役割を問いなおす』勁草書房。
- 原田純孝（1988）「『日本型福祉社会』の家族像」東京大学社会科学研究所編『転換期の福祉国家 下』（東京大学出版会），pp.303-392.森口千晶（2017）「日本は『格差社会』になったのか—比較経済史にみる日本の所得格差—」『経済研究』第68巻，pp.169-189
- 広井良典・山崎泰彦（2009）『社会保障』ミネルヴァ書房。
- 藤原千沙（2018）「日本における「子どもの貧困」問題」『大原社会問題研究所雑誌』No.711，pp.33-50.
- 堀勝洋編（2004）『社会保障読本』東洋経済新報社。
- 堀有喜衣（2019）「「就職氷河期世代」の現在—移行研究からの検討」『日本労働研究雑誌』No.706, pp. 17-27.
- 松岡亮二（2019）『教育格差：階層・地域・学歴』ちくま新書。
- 宮本太郎（2013）『社会的包摂の政治学：自立と承認をめぐる政治対抗』ミネルヴァ書房。
- 安田三郎（1971）『社会移動の研究』東京大学出版会。
- 山口雅生（2014）「所得格差拡大と高齢化の再検討」『経済研究』65(1), pp.86-93.
- Blau, Peter M. and Otis Dudley Duncan (1967) *The American Occupational Structure*, New York: Wiley.
- Breen, Richard and John H. Goldthorpe (1997) “Explaining Educational Differentials Towards the Formal Rational Action Theory,” *Rationality and Society* 9(3), pp.275-305.
- Didier, Jacobs (2000) “Low Inequality with Low Redistribution? An analysis of income distribution in Japan, South Korea and Taiwan compared to Britain,” CASEpaper 33.

- Esping-Andersen, Gosta (1999) *Social Foundations of Postindustrial Economies* Oxford University Press.
- Fuchs, V. R. (1984) “Though much is taken: Reflections on aging, health, and medical care,” *Health and Society*, 62, pp.143-166.
- Glass, David (1954) *Social Mobility in Britain*, London: Routledge & Kegan Paul.
- Goldthorpe, John H. (1987) *Social Structure and Class Structure in Modern Britain*, 2nd ed. Oxford: Clarendon Press.
- Hurd, M. D., & Shoven, J. B. (1985). The distributional impact of social security. In D. Wise (Ed.), *Pension Labor*, and Individual Choice, pp.193-222.
- Kumakura, Masakazu and Daizo Kojima (2018) “Japan’s Inequality and Redistribution: The Perspectives of Human Capital and Taxation/Social Insurance,” *Public Policy Review*, Vol.14, No.4, pp. 663-690.
- Kunemund, Harald, Andreas Motel-Klingebiel, and Martin Kohli (2005) “Do Intergenerational Transfers From Elderly Parents Increase Social Inequality Among Their Middle-Aged Children? Evidence from the German Aging Survey.” *Journal of Gerontology: SOCIAL SCIENCES* 60 (1): S30–S36.
- OECD (2014) All on Board Making Inclusive Growth Happen (<https://www.oecd.org/inclusive-growth/All-on-Board-Making-Inclusive-Growth-Happen.pdf>)
- Orsetta Causa, James Browne and Anna Vindics (2018) “Income Redistribution Across OECD Countries: Main Findings and Policy Implications,” OECD Economic Policy Paper No. 23.
- Pampel, F. C. (1981). *Social change and the aged: Recent trends in the United States*. Lexington, MA: Lexington Books.
- Shirahase, Sawako (2014) *Social Inequality in Japan*, Routledge.
- Shirahase, Sawako (2015) “Income Inequality among Older People in Rapidly Aging Japan,” *Research in Social Stratification and Mobility*, 41, pp.1-10.
- Shirahase, Sawako and James M. Raymo (2014) “Single Mothers and Poverty in Japan: The Role of Intergenerational Coresidence,” *Social Forces*, 93(2), pp.545–569.
- Shirahase, Sawako, Ryota Mugiya, and Hiroshi Ishida (2021) “Do the Impacts of Class Origin on Class Destination Persist throughout the Life Course? Gender Differences in Intergenerational Mobility in Japan,” ISA-RC28 Turku conference presentation.
- Miyazaki, Takeshi, Yukinobu Kitamura and Taro Ohno (2019) “Income Tax Reforms and Redistribution by Age Group: Evidence from Japan,” *The Japanese Economic Review*, Vol. 70, No. 1, pp.105-122.
- Van Den Berg, Marrit and Cuong Viet Nguyen (2011) “Impact of Public and Private Cash Transfers on Poverty and Inequality: Evidence from Vietnam,” *Development Policy Review*, 29 (6), pp.689-728.

「超高齢化社会の再分配と包摂的成長」に対するコメント

西田 玲子***

1. はじめに

本論文は、公的移転の観点から社会保障制度における再分配機能に着目し、さらには、私的移転の観点から親子間の仕送りという支援パターンについて検討したものである。本論文は、社会保障制度の再分配機能は高齢世代に傾斜しているのに、世代ごとの所得格差に注目すると高齢世帯の格差が最も大きいという矛盾から、現役世代における不平等に警笛を鳴らしている。結論から言えば、日本の伝統的な性別役割分担を基礎にして作られた労働市場とそれと連動する形で作られた社会保障制度から排除された人々、すなわち、制度設計当時には、家族というパーソナルなインフラによって支えられると考えられてきた人々への社会保障が機能していないことを浮き彫りにしている。さらに、労働市場内外にある人々の社会的包摂にかかる課題を描き、「包摂的成長」という概念から、これからの社会保障制度の方向性を示している。

本論文によると、日本では、所得格差の改善は、社会保障によるところが大きく、税による改善は限定的である。社会的には、急速な人口の高齢化と世帯構成の変化がみられ、家族が第一義的に社会的リスクに対応するような構造ではなくなっている。経済的困難に手を差し伸べる家族がいなければ、社会的に貧困回避のための生活保障機能がなく、ひとり親世帯、高齢女性の独居世帯等は貧困のリスクが高い（再分配が機能していない）。

日本では、働きながらも相対的貧困状態にある者に対しての再分配が十分に行き届いていない。日本の母子のみ世帯における、母親の就業率は高いにもかかわらず、約半数が非正規雇用で、生活費を稼ぐのに十分な仕事に就いていない。そのため、働きながらも貧困から脱することができないという問題が生じているⁱ。ひとり親世帯の労働者に対しては、雇用の正規化が課題とされるもののⁱⁱ、「働く」貧困層への福祉なしに、就職支援だけでは限界であることも認識しなければならないⁱⁱⁱ。また、本論文が指摘するように、社会保障の枠組みを旧態依然とした標準的家庭や職業経歴から脱却させる重要性は極めて高い。

*** 東京大学先端科学技術研究センター特任研究員。本論文について十分にコメントできるほどの知見を持ち合わせていないため、本論文のテーマに関連させる形で感想と個人的見解を述べる。

ⁱ JILPT 調査シリーズ No.192, pp.8&19-20.

ⁱⁱ ひとり親世帯の母親を雇用する事業主に対する「キャリアアップ助成金」。非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して包括的に助成する仕組みなど。

ⁱⁱⁱ 2016年に社会保険の適用を拡大した結果、新たに対象となった短時間被保険者のうち4割がそれまで国民年金第1号であったことが分かっている。また、国民年金第1号被保険者であったこれらの短時間被保険者の約半数が保険料免除または未納となっており、相対的に貧困につながるリスクの高い層であった。想定されていた既婚女性のパート労働者だけでなく、実際には、多様な人が含まれていたことが明らかになった。

他方、日本では、一度労働市場から退出した女性が、再度、市場へ参入しようとする、市場での評価が大きく低下するために、自己評価とのギャップによって、貧困でありながら「専業主婦」であろうとする現象も指摘されている^{iv}。女性の場合、家庭や地域での無償労働（家事、ケア労働、町内活動）が、労働市場における有償労働よりも大きな比重を伴っているケースも多い。しかし、現在の日本社会において、家庭内労働などの無償労働に対して付加される「価値」は、労働市場における有償労働よりも社会的に低く位置づけられている^v。家庭内でも、収入がない、もしくは、収入が低い女性の地位が低くなりがちであり、日本社会では、このような問題が隠されてしまっている。

また、同一世帯に主たる稼ぎ主がいるため、生活に困っていないとされる女性の非正規労働者は、セーフティネットの議論からは除外されやすいものの、本当に高齢になってもこのような女性が貧困に陥らないと言えるであろうか。その点で、本論文は、高齢期の女性の所得格差に注目することで、隠された問題に注意喚起している。

労働市場内外における差別（与えられる不利）は、高齢になるほど、負の影響を個人に与える。勤労世代における収入は、その後の個人資産の形成、退職時の退職金の有無、受け取れる失業保険もしくは年金額、家族形成、様々なところに影響し、不遇であればあるほど、負の蓄積がなされる。さらに、年金制度は、女性の貧困回避に十分機能していないとされる。本論文でも、社会保障の再分配にもジェンダー差があり、男性の方が高い効果を楽しんでいることが示されている。

なお、本論文は、不景気の時代に学卒期を迎えた就職氷河期世代に着目して、再分配の効果を評価するものの、この世代は社会保障の支え手とされ、再分配の目立った恩恵を受けていない。しかしながら、未婚者の増加、親との同居の増加からみて、やはり、この氷河期世代も、経済的困窮に対しては、家族が手を差し伸べるといった対応でしかない。上述したように、現役世代に受けた負の影響は高齢期に積み重なって現れるため、この氷河期世代が高齢になった時には所得格差が生じることは間違いなく、このままでは、社会保障という制度と実態の乖離がより大きくなるであろう。

労働市場において、学卒時に経済不況が重なり正規労働者として就職がかなわなかった者や女性が不利になりやすいのは、事実上一度きりの新卒採用が不利な状況であったり、その恩恵に預かれても、ライフイベントを含む様々な事情で、切れ目のないキャリア形成ができなかったりするためである。本来は、あらゆる人に向けて、一度、労働市場から退出しても、復帰してキャリアを形成するチャンスが与えられるような「包摂的な」市場になることで、新たな成長に向けたステージに進むことができるのではないだろうか。さらに、本論文が示唆するように、旧態依然とした標準的家族をベースとする再分配政策の限界を踏まえ、次の新たな成長に向けて、個人が取り残されず、包摂的な社会保障制度へと生まれ変わることを期待する。

^{iv} 周 2019, pp.56.

^v 阿部 2011, pp.127-128.

参考文献

周燕飛（2019）『貧困専業主婦』新潮社.

阿部彩（2011）「貧困と社会的排除——ジェンダーの視点からみた実態」大沢真理編『ジェンダー社会科学の可能性 第2巻 承認と包摂へ——労働と生活の保障』岩波書店.

独立行政法人労働政策研究・研修機構（2019）「子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査 2018（第5回子育て世帯全国調査）」JILPT 調査シリーズ No.192.
厚生労働省 保険局・年金局（2019）「これまでの議論の整理」令和1年9月2日.